

平成23年度の国民健康保険料について（ご案内）

国民健康保険事業につきまして、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。
保険料の計算のしくみや減免（軽減）制度などについてご案内いたしますので、ご参照ください。

お問い合わせ先 明石市役所国民健康保険課 賦課係 TEL (078) 918-5022
T673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 FAX (078) 918-5105

裏面へ よくあるご質問と回答 保険料の減免（軽減）制度 右欄へ

裏面へ 保険料決定通知書の見かた 保険料の計算のしくみ

保険料の計算方法

①被保険者の所得に応じて計算する「所得割額」、
②被保険者の資産に応じて計算する「資産割額」、
③被保険者1人にくらと計算する「均等割額」、
④1世帯につきいくらと計算する「平等割額」、
を合計した額が1年間の保険料となります。
算定内容は通知書の4、5ページ⑥に記載しています。

保険料率 (23年度)	医療 給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分
①所得割額	7.25%	1.65%	1.77%
②資産割額	13.00%	5.00%	1.80%
③均等割額	30,360円	7,560円	9,000円
④平等割額	24,720円	5,760円	5,880円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

料率はコチラ

計算例

23年度より変更
(22年度は医療500,000円、後期130,000円、介護100,000円)

保険料の計算のしくみ

「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」および「介護納付金分」ごとに①所得割額、②資産割額、③均等割額、④平等割額を被保険者数、加入月数に応じて計算し、その合計が保険料となります。

例1 給与収入の場合

40歳以上65歳未満の人は
介護納付金分がかかります。
保険料は加入月数に応じて
月割で計算されます。

加入月数	平成22年中の 給与収入	所得額	☆基準総所得金額 【所得額-33万円】	平成23年度 固定資産税額
夫 41歳 12ヶ月	3,000,000円	1,920,000円	1,590,000円	50,000円
妻 38歳 11ヶ月	1,300,000円	650,000円	320,000円	なし

後期高齢者支援金等分の求め方は医療給付費
分と同様です（料率は異なります）。

☆配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除等の
各種所得控除や雑損失の繰越控除の適用はありません。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
①所得割額	136,535円	31,072円	28,140円	195,747円
②資産割額	6,492円	2,496円	900円	9,888円
③均等割額	58,190円	14,490円	9,000円	81,680円
④平等割額	24,720円	5,760円	5,880円	36,360円
合計※	225,900円	53,800円	43,900円	保険料 323,600円

※各合計の100円未満切捨て

医療給付費分の求め方

加入者	1ヶ月あたり（加入者ごと）	年間（加入者ごと）
夫	基準総所得金額 1.590,000円 × 7.25% ÷ 12ヶ月 = 9,606円	1ヶ月あたり 加入月数 9,606円 × 12ヶ月 = 115,272円
妻	320,000円 × 7.25% ÷ 12ヶ月 = 1,933円	1,933円 × 11ヶ月 = 21,263円

加入者	1ヶ月あたり（加入者ごと）	年間（加入者ごと）
夫	固定資産税額 50,000円 × 13.00% ÷ 12ヶ月 = 541円	541円 × 12ヶ月 = 6,492円
妻	なし	なし

加入者	1ヶ月あたり	年間（加入者ごと）
夫	1人あたり 30,360円 ÷ 12ヶ月 = 2,530円	1ヶ月あたり 加入月数 2,530円 × 12ヶ月 = 30,360円
妻	30,360円 ÷ 12ヶ月 = 2,530円	2,530円 × 11ヶ月 = 27,830円

加入者	1ヶ月あたり（世帯）	年間（世帯）
1世帯あたり	24,720円 ÷ 12ヶ月 = 2,060円	1ヶ月あたり 加入月数 2,060円 × 12ヶ月 = 24,720円

医療給付費分の合計 ① + ② + ③ + ④ = 225,900円 (100円未満切捨て)

収入から所得への換算表

給与所得算出表

収入金額 (A)	所得額
651,000未満	0
651,000~1,618,999	(A) - 650,000
1,619,000~1,619,999	969,000
1,620,000~1,621,999	970,000
1,622,000~1,623,999	972,000
1,624,000~1,627,999	974,000
1,628,000~1,799,999	(B) × 60%
1,800,000~3,599,999	(B) × 70% - 180,000
3,600,000~6,599,999	(B) × 80% - 540,000
6,600,000~9,999,999	(A) × 90% - 1,200,000
10,000,000以上	(A) × 95% - 1,700,000

$$(B) = \left\{ \frac{\text{収入金額}}{4,000} \left(\begin{array}{l} \text{少数点第1位} \\ \text{以下切捨て} \end{array} \right) \right\} \times 4,000$$

公的年金等所得換算表

収入金額 (A)	所得額
700,001未満	0
700,001~1,299,999	(A) - 700,000
1,300,000~4,099,999	(A) × 75% - 375,000
4,100,000~7,699,999	(A) × 85% - 785,000
7,700,000以上	(A) × 95% - 1,555,000

収入金額 (A)	所得額
1,200,001未満	0
1,200,001~3,299,999	(A) - 1,200,000
3,300,000~4,099,999	(A) × 75% - 375,000
4,100,000~7,699,999	(A) × 85% - 785,000
7,700,000以上	(A) × 95% - 1,555,000

例2 年金収入の場合

所得額は65歳未満の区分により求めます。
介護納付金分もかかります。
所得額は65歳以上の区分により求めます。
65歳以上の人は介護納付金分はかかりません
(介護保険料が別途かかります)。

加入月数	平成22年中の 年金収入	所得額	☆基準総所得金額 【所得額-33万円】	平成23年度 固定資産税額
夫 63歳 12ヶ月	3,000,000円	1,875,000円	1,545,000円	50,000円
妻 66歳 12ヶ月	1,300,000円	100,000円	0円	なし

後期高齢者支援金等分と介護納付金分の求め方は医療
給付費分と同様です（料率は
異なります。介護納付金分
は40歳以上65歳未満の
人の分だけで求めます）。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
①所得割額	112,008円	25,488円	27,336円	164,832円
②資産割額	6,492円	2,496円	900円	9,888円
③均等割額	60,720円	15,120円	9,000円	84,840円
④平等割額	24,720円	5,760円	5,880円	36,360円
合計※	203,900円	48,800円	43,100円	保険料 295,800円

※各合計の100円未満切捨て

医療給付費分の求め方

加入者	1ヶ月あたり（加入者ごと）	年間（加入者ごと）
夫	基準総所得金額 1,545,000円 × 7.25% ÷ 12ヶ月 = 9,334円	1ヶ月あたり 加入月数 9,334円 × 12ヶ月 = 112,008円
妻	なし	なし

加入者	1ヶ月あたり（加入者ごと）	年間（加入者ごと）
夫	固定資産税額 50,000円 × 13.00% ÷ 12ヶ月 = 541円	541円 × 12ヶ月 = 6,492円
妻	なし	なし

加入者	1ヶ月あたり	年間（加入者ごと）
夫	1人あたり 30,360円 ÷ 12ヶ月 = 2,530円	1ヶ月あたり 加入月数 2,530円 × 12ヶ月 = 30,360円
妻	30,360円 ÷ 12ヶ月 = 2,530円	2,530円 × 12ヶ月 = 30,360円

加入者	1ヶ月あたり（世帯）	年間（世帯）
1世帯あたり	24,720円 ÷ 12ヶ月 = 2,060円	1ヶ月あたり 加入月数 2,060円 × 12ヶ月 = 24,720円

医療給付費分の合計 ① + ② + ③ + ④ = 203,900円 (100円未満切捨て)

保険料の減免（軽減）制度

このような特別な事情が生じ保険料の納付が困難となったとき（または非自発的な理由により退職された人に対して）、申請により保険料の減免（軽減）を受け付けます。
減免には、世帯主・20歳以上の被保険者全員および国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の「平成22年中の所得申告」が必要です。
なお、保険料を全額納めている場合は減免されません（ア、オ、カを除く）。下記ア〜ケの複数に該当する場合は、最も減免（軽減）額が多い事由を適用します。

減免(軽減)事由	減免(軽減)の対象				判定基準	申請に必要なもの 国民健康保険料決定(変更)通知書、 印かん、下記必要書類	申請時期
	所得割	資産割	均等割	平等割			
ア. 離職 (非自発的な理由による)	○		○	○	平成22年中に給与所得があり、離職日が平成22年3月31日以降の65歳未満(離職日時点)の人で、かつ、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34である場合。	雇用保険受給資格者証	国民健康保険料決定 (変更)通知書 到着後
イ. 離職(ア以外)	○				平成22年中の給与所得にて保険料が加算されているものの、退職により、雇用保険を受けている等、収入が絶たれている(減免申請時も引き続き無職である場合に限る)。	雇用保険受給資格者証※1 または民生委員の状況確認書 または職業訓練受講指示書	
ウ. 障害	○	○			平成23年度の市民税が非課税の世帯であり、世帯主が障害者の場合または被保険者が身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A・B1)を持っている場合。	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳	
エ. 災害	○	○	○	○	火災等の災害により市内に所有する住宅または家財に損害を受け、その損害額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く)が3割以上である。	被災(り災)証明書	
オ. 法59条	○	○	○	○	少年院等に収容または刑務所等に拘禁されたとき。	入所(在監)証明書	平成24年1月から 3月末日までの間
カ. 元社会保険の 被扶養者	○	○	○	○	社会保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者(65歳以上)が国民健康保険に加入したとき。	社会保険の被扶養者であった ことを証明するもの	
キ. 資産割超過		○			平成23年度の資産割額に対して平成23年中の所得額が少ないとき。 ⇒(所得額÷資産割額)が3.0以下(非課税所得である年金収入は公的年金にかかる雑所得として換算する)	確定申告書(控)、源泉徴収票 または収入状況報告書など	平成24年1月から 3月末日までの間
ク. 所得の減少	○				世帯主および被保険者全員の平成23年中の所得額が420万円以下で、かつ、平成22年中の所得額に比べて3割以上減少している(譲渡・株式等の一時所得による減少は含まれない)。		
ケ. 低所得世帯			○	○	平成23年中の世帯主、被保険者全員※2の所得額※3が次の金額以下である。⇒65万円+(33万円×被保険者数※2) (注) 均等割額・平等割額の7割または5割が軽減されている場合は減免できません。		

※1 雇用保険を受給中または受給終了後1ヶ月以内の場合
※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人を含む
※3 ○65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した額 ○専従者控除は適用前の金額、分離課税所得は特別控除前の金額を使用

キ、ク、ケの減免の可否は、平成23年分の確定申告等により判定します。
平成23年分の所得額が確定する前に申請はできません。

よくあるご質問と回答

問1 被保険者の年齢により、保険料の計算方法が異なるのですか？

40歳未満の人および65歳以上75歳未満の人は「医療給付費分」と「後期高齢者支援金等分」の2本立てで計算します。40歳以上65歳未満の人は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」と「介護納付金分」の3本立てで計算します。

問2 所得割額の計算の基となる基準総所得金額は、どのように算定されるのですか？

基準総所得金額とは、各被保険者における前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）のみを差し引いた額です。保険料の算定方法は所得税や市・県民税の算定方法とは異なり、扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除の適用はありません。

問3 資産割が設けられているのはなぜですか？

保険料の算定項目には、経済的負担能力に応じてかかる「所得割」・「資産割」と、受益に応じて被保険者にかかる「均等割」および世帯にかかる「平等割」があります。この経済的負担能力を前年中所得（所得割の対象）のみに限定すると所得の少ない世帯の負担感が大きくなる傾向があり、これを緩和するため、家屋や土地などの固定資産を所有する被保険者には応分の負担を求めるとを目的に「資産割」を設けています。

問4 賦課限度額が引き上げられたのはなぜですか？

増大する医療費の影響で国保の財政運営が年々厳しくなり、保険料率の見直しが迫られています。保険料率を一律に引き上げると中間所得層の負担が大きくなるため、国の政令の改正に準じて賦課限度額を引き上げ、不足する収入を確保しようとするものです。

問5 今年の7月7日に子が40歳になり、9月9日には夫が65歳になるのですが、介護納付金分保険料はどのように計算されるのですか？

介護納付金分を納付する期間は、40歳になる誕生日（1日生まれの人は前月）から65歳になる誕生日の前月（1日生まれの人は前々月）までとなります。7月7日に40歳になる場合は、7月分から介護納付金分がかかります。また、9月9日に65歳になる場合は、8月分まで介護納付金分がかかります。

問6 世帯主である夫（77歳）は後期高齢者医療制度に加入し、後期高齢者医療保険料を特別徴収されています。世帯主宛てに現在も国保に加入している妻（70歳）の保険料決定通知書が送られてきたのですが、二重に支払わなければならないのですか？

保険料は加入している妻（70歳）一人分だけで計算しています。なお、保険料の納付義務者は世帯主である夫（77歳）ですので、世帯主宛てに通知書などをお送りしています。

問7 就職して職場の健康保険に加入しているのに保険料決定通知書が届いたのはなぜですか？

職場の健康保険に加入された場合、国保の脱退手続きが必要です。①職場の健康保険証、②国民健康保険証、③印かんをご持参のうえ、市役所・大久保・魚住・二見の各市民センターの国保担当窓口へお届けください。なお、窓口へ届出ができない場合は、郵送でも受け付けていますので、国民健康保険課へお問い合わせください。

問8 世帯主が国保に加入していない場合でも、納付義務者となるのはなぜですか？

国保は世帯単位の賦課方式を採用しており、一般的に世帯の生計維持者であり、保険料の支払い能力があると認められる世帯主に対して、国保に関する届出や保険料の納付義務を課しています。

問9 国保に加入していた夫が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行しましたが、保険料の緩和措置などはありますか？

国保から後期高齢者医療制度に移行する人が同じ世帯にいる場合で、移行時の世帯と変更がない場合には次のような緩和措置があります。
【平等割額の半額措置（最大5年間）】
世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことで、国保加入者が一人となった場合、保険料の平等割額（医療給付費分、後期高齢者支援金等分のみ対象）が半額になります。

【低所得者への軽減を継続（最大5年間）】
保険料の軽減は世帯主や加入者の前年中の所得や人数により判定されます。世帯員が後期高齢者医療制度に移行することで、世帯の人数が減っても、従来と同様に軽減措置ができるよう、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人の人数と所得を含めて軽減の判定を行います。

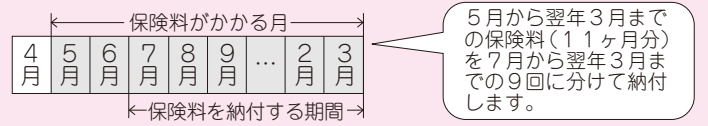
問10 平成23年度保険料として、4月から特別徴収されている特別徴収1期・2期分と特別徴収3期分から6期分までの保険料が違うのはなぜですか？

特別徴収1期・2期分の保険料は平成22年度の保険料に基づき暫定的に計算した金額です。正式に決定した平成23年度の保険料から、特別徴収1期・2期分を差し引いたうえで、残りの保険料を特別徴収3期分から6期分で均等に分けて特別徴収します。

問11 5月に明石市へ転入してきたのですが、国保の適用はいつからになり、保険料はどのように支払うのですか？また、脱退した場合の保険料はいつの分までを支払うのですか？

★転入や社会保険の資格喪失などにより、年度途中で国保に加入した場合、資格を取得した月から保険料がかかります。保険料の納期は届出月の翌月に設定されます。

【例①】5月31日に転入し、6月1日に届出をした場合



★転出や社会保険などの資格取得により、年度途中で国保を脱退した場合、資格を喪失した月の前月まで保険料がかかります。保険料は加入月数に応じて計算し直します。

【例②】8月20日から社会保険に加入し、9月1日に届出をした場合



問12 平成22年中に上場株式等に係る配当所得がありました。保険料にはどのように影響しますか？

申告方法により保険料への影響が異なります。

1. 特定口座で源泉徴収を選択しているため、確定申告をしない場合
源泉徴収で課税関係を終了する方法のため、配当所得に対して保険料は賦課されません。

2. 総合課税で確定申告した場合
申告した所得の全額に対して保険料が賦課されます。

3. 申告分離課税で確定申告した場合（平成22年1月より新設）
平成21年分の確定申告から、申告分離課税を選択した配当所得と株式譲渡損失が損益通算できるようになりました。これにより、配当所得から株式譲渡損失を差し引いた残額に対して保険料が賦課されます。

なお、損益通算してもなお控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得及び配当所得から繰り越し控除することができます。
※配当所得及び株式譲渡損失は上場株式等に係るものに限ります。

国民健康保険料決定通知書の見かた

★同封の決定通知書に国民健康保険料の算定根拠を表示していますので必ずご確認ください。

ポイント1 世帯主あてにお送りしています。
保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入してなくても、保険料の納付義務者となります。

この欄に、通知書をお送りした理由などを表示しています。

平成23年度 国民健康保険料決定通知書
平成23年 6月10日
明石市長 泉 房穂
ご 案 内

○あなたの世帯の保険料を決定しましたのでお知らせします。

平成23年度（4月から翌年3月まで）の保険料です。

被保険者でない世帯主（被保険者は7ページに記載）
*保険料の納付義務者は、世帯主となります。2ページ

世帯主が、国保に加入していない場合は、ここに「被保険者でない世帯主」と表示しています。

お問い合わせの際は、こちらの被保険者番号をお知らせください。
★通知書の到着直後は、窓口・電話が混み合う場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7
明石市役所 国民健康保険課 課長係
お問い合わせのときは、上の 被保険者番号 をお知らせください。表紙

ポイント2 保険料の算定内容を表示しています。
医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ごとに、それぞれの所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を計算し、その合計額が保険料額となります。

お問い合わせの際は、こちらの被保険者番号をお知らせください。
★通知書の到着直後は、窓口・電話が混み合う場合がありますのでご了承ください。

保険料の納付方法を表示しています。
納付方法が特別徴収（年金からの天引きによる納付）の場合はこの欄に納期ごとの保険料の内訳が表示されます。
★納期は年6回（4月～翌年2月）の年金支給月となります。
★お申し出により、納付方法を口座振替へ変更できます。

納付方法と期別保険料
各納期限に口座振替します。
<振替口座>
口座名義人 国保 太郎
○銀行
普通預金 0123***

特別徴収（年金からの天引きによる納付）
期 徴収月

10等分

3ページ

見本の世帯

太郎さんは国保に加入していないので、太郎さんの所得額と固定資産税額は、所得割額と資産割額の計算に含みません。

名前	年齢	国保の資格	平成22年中の収入	平成23年度の固定資産税額
太郎さん	42歳	被保険者でない世帯主	給与収入 400万円	15万円
花子さん	40歳 (5月2日生まれ)	被保険者	給与収入 250万円	5万円
次郎さん	64歳 (9月20日生まれ)	被保険者	公的年金収入 150万円	10万円

ポイント3 加入月ごとの保険料を表示しています。
保険料は年度ごと（4月から翌年3月までの1年間）で計算します。

昨年1年間の収入から換算した所得額を表示しています。
★給与所得表および公的年金等所得換算表は裏面をご参照ください。

9 資格月別の保険料
*保険料（端数調整・特別減免適用前）の1ヵ月あたりの相当額です。各納期に納めたい保険料は3ページをご覧ください。（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
医療給付費分	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	18772	225264
後期高齢者支援金等分	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	4646	55752
介護納付金分	2009	4663	4663	4663	4663	4663	3144	3144	3144	3144	3144	3144	42669
合計	25427	28081	28081	28081	28081	28081	26562	26562	26562	26562	26562	26562	323685

ポイント4 被保険者の氏名を記載しています。
「見本の世帯」では、世帯主の太郎さんは、国保に加入していないため、ここには記載されません。

10 加入状況と所得金額等の内訳
資格のある月に○印を表示

被保険者の氏名	加入状況	所得金額	基準総所得金額	平成23年度
国保 花子	○	1570000	1240000	500000
国保 次郎	○	750000	420000	100000
合計		2320000	1660000	1500000

マイナス33万円

国保の資格のある月には「○」を、資格のない月には「-」を記載しています。

介護納付金分の資格月に「○」が表示されます（40歳以上65歳未満の人が該当します）。
★「見本の世帯」の花さんは5月で40歳になったため、5月から「○」を表示しています。また、次郎さんは9月で65歳になるため、4月～8月までの5ヶ月に「○」を表示しています。
★年度の途中で65歳になる場合、介護納付金分は誕生日（1日生まれの人はその前月）から別途徴収されますが、月別で計算するため、介護納付金分と重複して賦課されることはありません。

裏面に、保険料の計算のしくみ、保険料の納付が困難な世帯に対する減免制度について記載しています。

納付方法が普通徴収（納付書または口座振替による納付）の場合はこの欄に納期ごとの保険料の内訳が表示されます。

★通常、納期は6月から翌年3月までの年10回となります。
★納期限は各月末（12月は28日）に設定されます。ただし、納期限が金融機関などの休業日の場合、翌営業日になります（平成23年度の場合、2期、10期が該当します）。
★納期ごとの保険料は1年度分（4月～翌年3月）の保険料を、納期ごとに按分しています（端数は1期目で調整）。
★保険料は6月に決定するため、4月および5月は納期が設定されていません。
★年度の途中で脱退された場合、資格のある期間と納期に差異が生じるため、脱退日以降の納期において保険料が残る場合があります。

納付方法と期別保険料

各納期限に口座振替します。
<振替口座>
口座名義人 国保 太郎
○銀行
普通預金 0123***

調定年度	期	納期限	普通徴収（納付書または口座振替による納付）
平成23年度	1	平成23年 6月30日	32800
	2	平成23年 8月1日	32300
	3	平成23年 8月31日	32300
	4	平成23年 9月30日	32300
	5	平成23年 10月31日	32300
	6	平成23年 11月30日	32300
	7	平成23年 12月28日	32300
	8	平成24年 1月31日	32300
	9	平成24年 2月29日	32300
	10	平成24年 4月2日	32300
合計			323500

保険料額 323,500 円

3本立てで計算

★加入状況と所得金額等の内訳は7ページをご覧ください。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
①所得割額	120,336 円	27,384 円	23,214 円	170,934 円
②資産割額	19,488 円	7,488 円	1,575 円	28,551 円
③均等割額	60,720 円	15,120 円	12,000 円	87,840 円
④平等割額	24,720 円	5,760 円	5,880 円	36,360 円
⑤軽減前保険料（①+②+③+④）	225,264 円	55,752 円	42,669 円	323,685 円
⑥軽減額	0 円	0 円	0 円	0 円
⑦賦課限度額を超えた額	0 円	0 円	0 円	0 円
⑧軽減後保険料（⑤-⑥-⑦）	225,264 円	55,752 円	42,669 円	323,685 円

⑨軽減後保険料合計 - ⑩特別減免額* = ⑪保険料額 323,500 円

★保険料の納付が困難なときは、保険料の減免を受けることが100円未満の端数を調整し、その合計が保険料額となります。詳しくは6ページをご覧ください。

端数調整

見本の世帯では、次のように計算しています。
医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 保険料額
225,200円 + 55,700円 + 42,600円 = 323,500円

基準総所得金額が 所得割額 算定の基になります。

★基準総所得金額の算定において、所得税・市県民税で適用される扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除等の各種所得控除や雑損失の繰越控除の適用はありません。

固定資産税額が 資産割額 算定の基になります。

★市内で共有名義の固定資産を所有されている場合は、登記されている持分に応じて固定資産税額を按分しています。
★都市計画税は資産割額の算定に含みません。